

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○児童福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……（子ども未来推進局）	60
告 示	
○土地改良区の役員の退任の届出……………（農業施設管理課）	61
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	61
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	61
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	61
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	61
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	62
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	62

規 則
児童福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。 平成26年12月26日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第97号 児童福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 （北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則等の一部改正）
第 1 条 次に掲げる規則の規定中「第 6 条の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。 (1) 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第 52号）第 2 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 条の 3 第 4 号 (2) 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年北海道規則第143号）第 7 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 7 条の 3 第 4 号 (3) 北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）第 1 条の 2 第 1 項 (4) 北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）第 2 条第 1 項 （北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条

例施行規則の一部改正）
第 2 条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。 第 7 条第 7 項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第 6 条の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。 （児童福祉法施行細則の一部改正）
第 3 条 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。 第12条の 6 第 1 項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。 本則に次の 1 条を加える。 （法等の施行に必要な様式）
第26条 この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令の施行に関し必要な様式は、知事が定める。 別記第 1 号様式の 3 及び別記第 7 号様式中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。 （骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則の一部改正）
第 4 条 骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則（昭和35年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 結核児童の療育に関する費用の徴収規則 別記様式中「骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則」を「結核児童の療育に関する費用の徴収規則」に改める。 （北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部改正）
第 5 条 北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。 第 1 条中「第10項」を「第 7 項」に改める。 第 7 条第 1 項中「第56条第10項」を「第56条第 7 項」に改める。 別表末尾欄外注 4 の事項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。 別記第 2 号様式中「ちょう付」を「貼付」に、「第56条第10項」を「第56条第 7 項」に改める。
附 則
1 この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。
2 この規則の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の児童福祉法施行細則別記第 1 号様式の 3 又は別記第 7 号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の児童福祉法施行細則別記第 1 号様式の 3 及び別記第 7 号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示	
北海道告示第823号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、乙部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。 平成26年12月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所 平成26.12. 2 理 事 由 利 実 爾志郡乙部町字栄浜325番地	札幌市（次の図に示す部分に限る。）、石狩市 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに係る市役所及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第824号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年12月12日、共和土地改良区の定款の変更を認可した。 平成26年12月26日 北海道知事 高 橋 はるみ	北海道告示第825号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、当別町若葉地区の換地処分をした。 平成26年12月26日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第826号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成26年12月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市・石狩市（以上2市について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。	北海道告示第827号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を平取町役場の掲示場に掲示した。 平成26年12月26日 北海道知事 高 橋 はるみ

1 通 知 の 内 容 平成26年北海道告示第801号 2 所在が不分明な者 仲山 清作、古川 長一、上良藤 喜藏、前田 相藏、落合 喜平、中川 岸男、浜瀬 惣九郎、平目 トミ子、平目 トンレキテ、福居 国太郎、原田 茂一、平目 力藏、鍋澤 芳太郎、芳住 秀助、橘 鐵郎、平目 ナル、三田村 辰次郎、木下 愼、藤本 忠雄、種田 眞良、古川 實、船藤 弘、武田 實、平目 猛、鍋澤 サカリウク、東 宇吉、衛藤 文男	(3) 契 約 期 間 平成27年3月1日から平成32年2月29日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成26年12月26日（金）から平成27年1月19日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成26年12月29日から同月31日までの日及び平成27年1月2日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 5 入札執行の場所及び日時																								
北海道告示第828号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成26年12月26日 <table><tr><td></td><td colspan="2">北海道知事 高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>路線名及び縦覧場所</td><td>供 用 開 始 の 区 間</td><td>供用開始の期日</td></tr><tr><td>道道 札幌北広島環状線</td><td>江別市東野幌56番6地先から</td><td>平成26.12.26</td></tr><tr><td>北海道空知総合振興局</td><td>同市あさひが丘53番14地先まで</td><td></td></tr><tr><td>札 幌 建 設 管 理 部</td><td></td><td></td></tr><tr><td>道道 瑞穂旭川停車場線</td><td>旭川市東旭川町米原324番1地先から</td><td>平成27. 1. 7</td></tr><tr><td>北海道上川総合振興局</td><td>同市東旭川町米原319番1地先まで</td><td></td></tr><tr><td>旭 川 建 設 管 理 部</td><td></td><td></td></tr></table>			北海道知事 高 橋 はるみ		路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道道 札幌北広島環状線	江別市東野幌56番6地先から	平成26.12.26	北海道空知総合振興局	同市あさひが丘53番14地先まで		札 幌 建 設 管 理 部			道道 瑞穂旭川停車場線	旭川市東旭川町米原324番1地先から	平成27. 1. 7	北海道上川総合振興局	同市東旭川町米原319番1地先まで		旭 川 建 設 管 理 部		
	北海道知事 高 橋 はるみ																								
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日																							
道道 札幌北広島環状線	江別市東野幌56番6地先から	平成26.12.26																							
北海道空知総合振興局	同市あさひが丘53番14地先まで																								
札 幌 建 設 管 理 部																									
道道 瑞穂旭川停車場線	旭川市東旭川町米原324番1地先から	平成27. 1. 7																							
北海道上川総合振興局	同市東旭川町米原319番1地先まで																								
旭 川 建 設 管 理 部																									
総合振興局告示及び振興局告示																									
北海道渡島総合振興局告示第146号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成26年12月26日 北海道渡島総合振興局長 宮 内 孝 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式 イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり15,100枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。																									

(1) 入 札 場 所 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島合同庁舎 4 階402号 会議室（送付による場合は、郵便番号 041－8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課） (2) 入 札 日 時 平成27年 1 月27日（火）午後 3 時30分（送付による場合は、 同月26日（月）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成26年 4 月15日付け北海道渡島総合振興局告示第48号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る 返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合 う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、 契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道渡島総合振興局のホームページ（http : //www. oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm）においてダウンロードす ることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北 海道規則第30号）第151条第 1 項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限 の範囲内であって、かつ、1 月当たりの入札金額（単価）に、1 枚当たりの入札金額（単 価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を 講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、 次による。 契約に関する事務を担当する組織	(1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 041－8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号 (3) 電 話 番 号 0138－47－9416 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 1 set B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., January 27, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than January 26, 2015) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima Genenal Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416
--	---